

前の不才にて、何とて成申ものに候哉と被申候。其時帶刀被申候は、いや不才にて勤得まいと申事にては無之候。其方腰がぬけて居申故、勤得まいといふ事にて候と被申候へば、周防守驚被申、手前腰がぬくるとは如何の儀と被申候へば、帶刀其時被申候は、よく合點して見られ候へ。親が見立て其方可然と申に付、上にも被仰付候。君父の御意といふものにて候。外に可被仰付人、思召當り無之に付如此に候へば、此上は辭退に不及事に候。不及是非と申物に候へば、罷越つとめ候て仕そなひ候はゞ、腹を切てのけ候へばよく候。それに跡先を考候は腰抜けと申ものにて候。是程に其方こしぬけ候はんとは不存候と申され候へば、周防守合點いたされ、御受被申上候て上京有之。伊賀守へ對顔して、此度御替りに私を御見立被成候て被仰上候儀、御恩難有奉存候得共、御情なき儀に候とて落涙候へば、伊賀守其時、さては此殿は世話をしらぬと見え申候。あつい火子にはねひと申事有之と被申候。世話は參河言葉にて俗語の事を申候。周防守被申候は、第一公事沙汰承候事大切の事に奉存候。私向後、意得に罷成候儀候はゞ、被仰聞被下

候へと被申候へば、伊賀守被申候は、別事も無之候。鈴木殿の奥州下りと、小僧三ヶ條と、此二つをよく合點候へばよく御座候。鈴木、熊野より山伏の形にさまをかへ、はるゝ奥州へ七十五日と申に着申候由、舞にも舞候。久敷かゝりたると計打きゝ候ては濟不申候。たゞ今熊野より奥州へいか程と被存候哉。二十日ばかりには自由に参處にて候。然るを七十五日と申所がきゝ所にて候。七十五日懸り候は、定て鎌倉より吟味もつよく、道も通りがたく候故、野にふし山にふし候て、人目を忍び候て、いか程の苦勞をかいたし候て参候。然るを七十五日に着きたる、久しう懸りたるよなとばかり云てのけ候ては、始終の事合點參物にて無之候。公事を承るも左様にて候。書面にはさやうにかきくどかれぬ物に候ゆゑ、其大要を書付候て出し申候。然るを公事承候者あしく見候ては、下の情中々知れ申儀にて無之候。先づ公事仕と申儀も、證文を調、證人をたのみ、色々苦勞を仕候て申出す事に候へば、先づ容易ならぬ事と被存がよく候。扱其申立の訴訟を見申も、幾度も心を付候て、おしあかり見不申候ては、只一通りの工面ばかりにて參物にて無

之候。さては小僧三ヶ條と申事、或者我子を出家に仕とて、去る寺へ小僧に出し置候處、親の方へ參候て住持の遣様無理に候て、つとめられ不申旨申候故、親しかり候へば、其小僧申候は、味噌をすり候へばすり様惡敷とてしかり申候。雪隠へ參候へばしかり申候。此頃つぶりをすらされ候故すり候へば、すり様惡敷とて叱り申候由申候故、親承候て、夫は近頃きこえぬ儀にて候。左様に候はゞ罷越候て取返可申とて、寺へ參候て右の段申候へば、住持申候は、夫は相違にて候。味噌の事、すり鉢にてすり候へばよく候。然るをなべに入候て、しやくにてすり候故叱り申候。其證據にはすり折候杓子是に候とて、いくつも出し候て見せ申候。次に雪隠へ申事、雪隠へ參候となにとて叱り可申哉。此ほど客人の爲に新しく雪隠をこしらへ置候。此小僧用事を申付候得ば、其まゝ雪隠へ參候とて右の客雪隠へはいりねて居申候故しかり申候。其證據には右の雪隠、常には鎖おろし置候處、鎖をねぢ申候とてねぢきり候鎖を出して見せ申候。次につぶりすらせ候へば、はらをたて候て、ひた物に拙僧あたまをわざときり申候。これ見候へとて頭巾を拔候へば、つぶり

に七八ヶ所もかみ剃疵有之候。其時親得心いたし申候。公事を承り候にも此意得有之候。片口を承候へば、さてく無理なる事を申かけ候と存事も有之、又さてく道理と存儀も有之候得共、とくと承候へば、相違の事、後に知れ申候間、必粗忽に一偏に心得申事惡敷候。此二つさへよく心得候へば、別に替りたる儀も無之と被申候。周防守殿此訓誠を忘れ不被申候て、父子相續にて良吏の名を得被申候。周防守殿公事を聞被申候節は、自身に茶を挽被申候て、障子を隔てゝ聞被申候。心の靜り申時分は、茶のおり様格別細かに罷成申候。其時分茶を挽きく段々といはせて聞被申候由。居間より愛宕山見え申候よし。公事の場へ出被申時は、毎朝愛宕を遙拜して出被申候。いかゞの儀に候哉と尋候へば、公儀の御名代に成候て公事を承候。萬一私の一念おこり申候はゞ、蹴殺して被下候へと心中誓候て罷出候よし被申候由、是程に誠心を被盡儀に候。殊勝成事に候。

一、井上新左衛門の名譽

井上新左衛門事名譽の口きゝにて候。もと御右筆にて候。後に御勘定頭に成被申候。或時初鱈を何方よりか獻じ申